

# インターネット上の法律勉強会 2006年度開催報告

社団法人日本インターネットプロバイダー協会

## JAIPA行政法律部会とは・・・？

行政法律部会は、インターネットプロバイダーに係わる法整備等に関して行政等への意見具申や協会会員への情報提供などを活動の目的としている。

具体的には、関連する法規についての勉強会の開催、行政・警察・著作権管理団体等との意見交換等を行っているほか、関係ガイドラインの検討・作成、プロバイダー等の意見の集約などを行っている。

# インターネット上の法律勉強会

「IP Worldの見えざる戦いを振り返って」  
～通信の秘密とのジレンマ～

日 時：12月6日（水）10:00～17:30

場 所：パシフィコ横浜

参 加：約120名 主にISPの運用担当者等

セミナー :

10:00 ~ 11:00 Winny + OP25B

株式会社ぷららネットワークス  
取締役 技術開発部長 永田 勝美 氏

11:00 ~ 12:00 Dos攻撃に立ち向かったISP

株式会社インターネットイニシアティブ  
齋藤 衛 氏

12:00 ~ 13:00 Abuse担当者の現場の戦い

メンバー非公開の匿名座談会

パネルディスカッション :

14:30 ~ 17:30

コーディネーター :

高橋 佑至氏

株式会社ネットフォレスト

パネラー :

鎌倉 忍氏

ディーシーエヌ株式会社

木村 孝氏

ニフティ株式会社

弘灰 和憲氏

ぷららネットワークス株式会社

齋藤 衛氏

株式会社インターネットイニシアティブ

野口 尚志氏

EditNet株式会社

# これまでの Internet Week における歩み

2000年12月21日 大阪国際会場にて  
インターネット上の法律勉強会  
主なテーマとして「音楽著作権やビジネスモデル特許について」

2001年12月5日 パシフィコ横浜  
インターネット上の法律勉強会  
法律上の諸問題についてパネルディスカッション

2002年12月19日 パシフィコ横浜  
インターネット上の法律勉強会  
著作権問題（音楽著作権、肖像権など）  
『最近のインターネット上の音楽著作権問題、並びにブロードバンドコンテンツにおける著作権問題』  
『ネットワーク上の肖像にまつわる諸問題』  
迷惑メール問題  
午後は迷惑メール対策法についての講義と、パネルディスカッション  
『特定電子メールの送信の適正化等に関する法律』  
『特定商取引法の改正について～いわゆる迷惑メール問題への対応～』  
パネルディスカッション

2003年12月2日 パシフィコ横浜  
インターネット関連法律セミナー  
・ネット上のトラブル仮設事例による仲裁・調停案  
・ドメイン紛争処理の最新動向について  
・個人情報保護法とインターネットプロバイダーとの関わりについて  
あの法律は今！！  
迷惑メール対策法とプロバイダー責任制限法について、パネルディスカッション

2004年12月2日 パシフィコ横浜

Webサイトに対するDDoS攻撃防御に関する取組みと技術の限界

ネット上の著作権問題～権利者団体が実施する著作権侵害への対応を中心に～

Phishingの現状と対策

パネルディスカッション「ネット上の迷惑行為に耐え忍ぶISP～一体いつまで？」

2005年12月9日 パシフィコ横浜

「事業者における通信の秘密」

「ネットワークの監視・観測と法律上の問題」

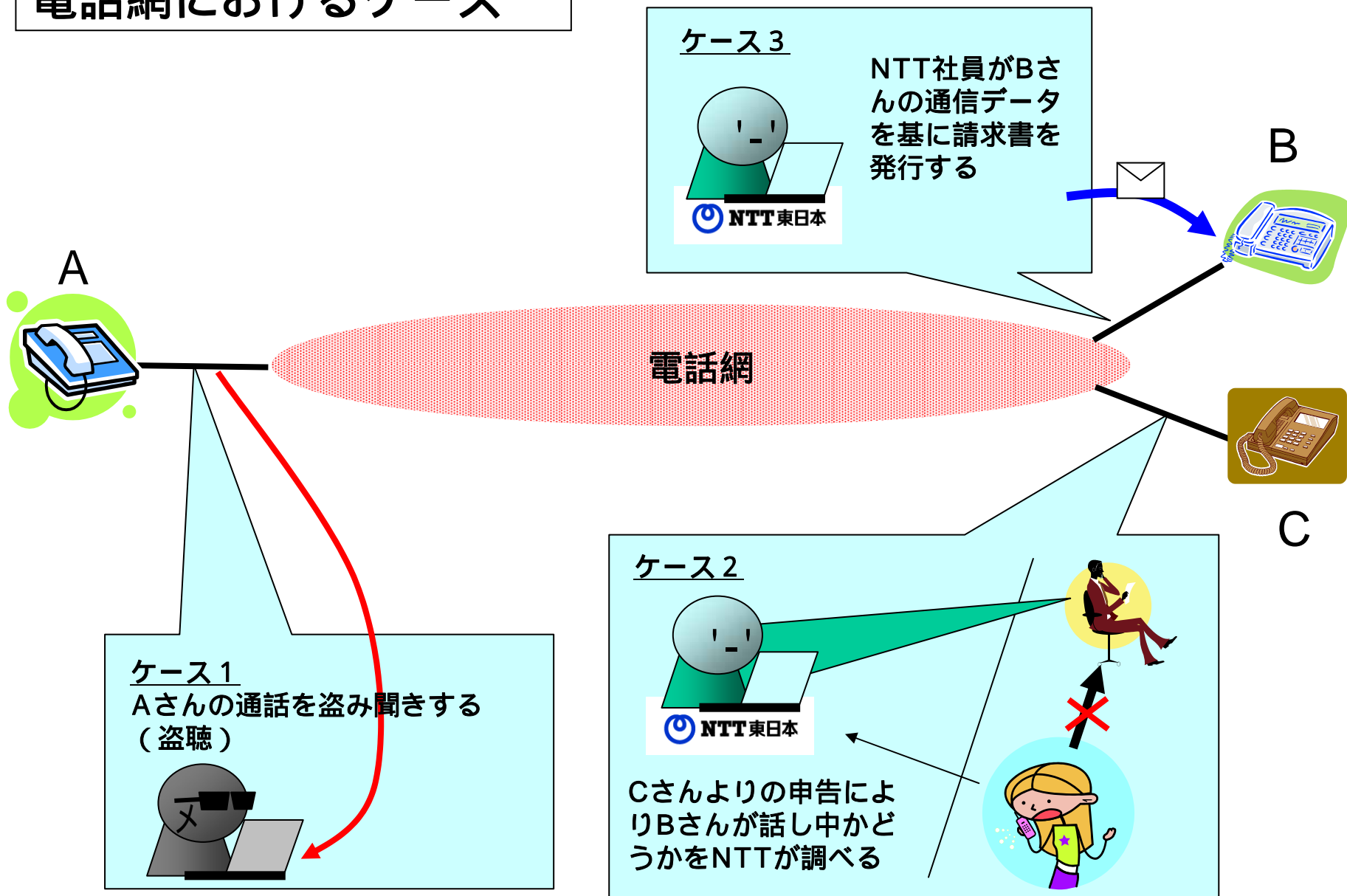
「インターネットユーザー側から見た通信の秘密」

パネルディスカッション 「通信の秘密と自由」～手紙、電話からインターネットへ～

皆さんに質問です！！

次のケースのうち、どれが「通信の秘密の侵害」に  
当たるか??  
考えてみましょう！！

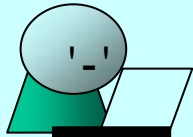
# 電話網におけるケース





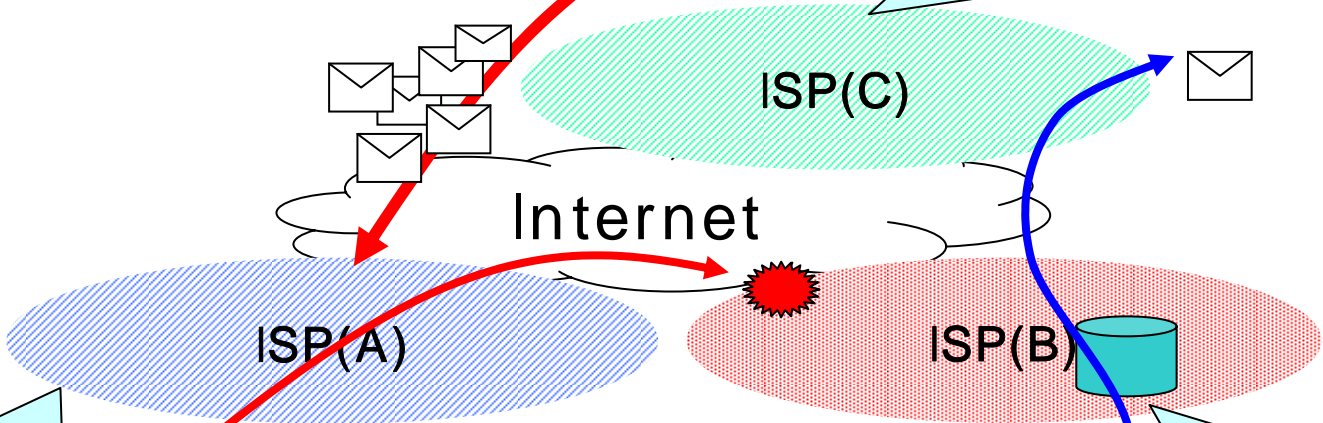
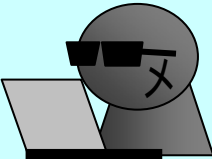
# IP網におけるケース

**ケース6**

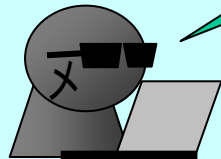


ISP(C)

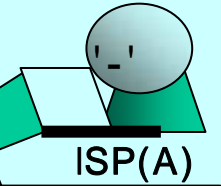
大量のspamメールを送信するユーザの通信内容を調べ、メールの送信量を絞る



**ケース4**

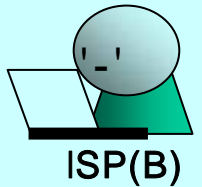


DDoS攻撃者の発信元をISP(A)が調べる




ISP(A)

**ケース5**

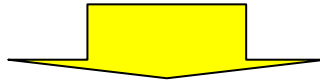


ISP(B)

ISP(B)がユーザのメールを届ける（媒介する）



答 え！！

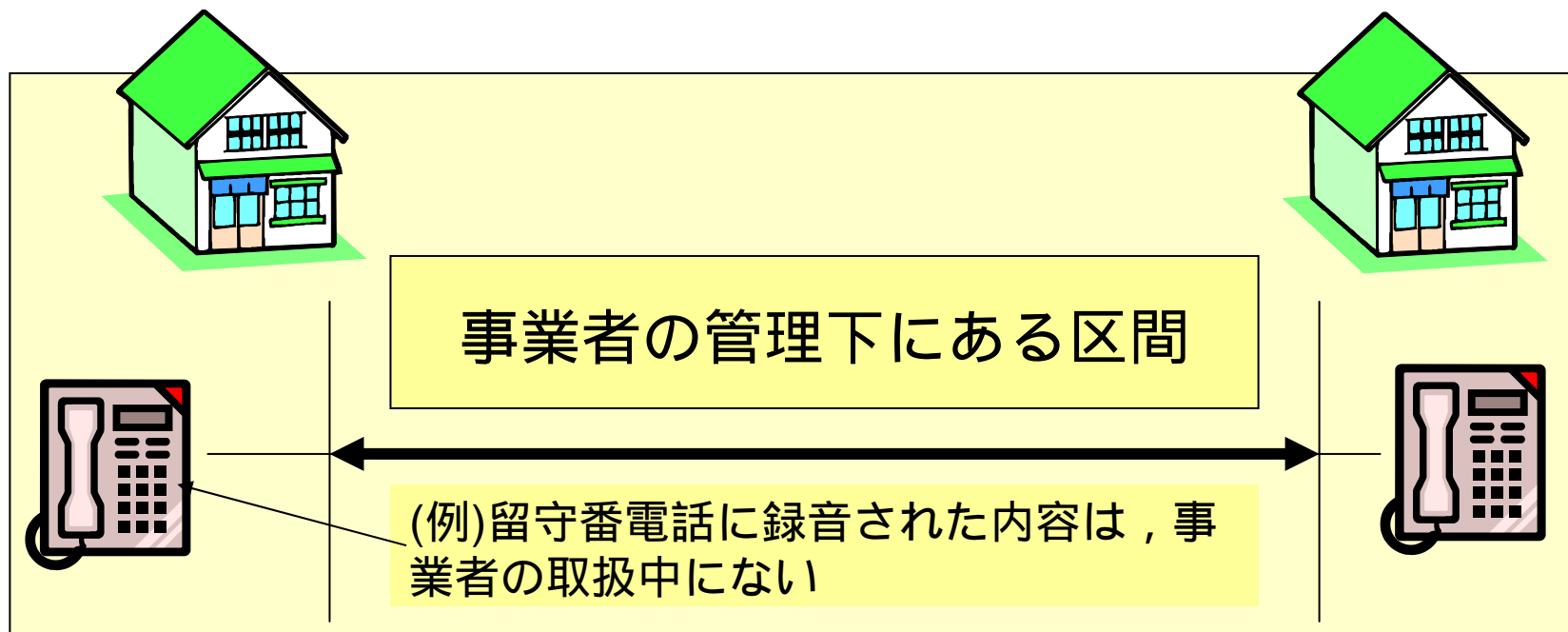


全部のケースが「通信の秘密の侵害」にあたります。

(( ( ° ° ) ° °

# 通信の秘密の始点と終点

- 「電気通信事業者の取扱中にかかる通信の秘密」



# 内容だけではありません

- 個別の通信の構成要素
  - 通信内容
  - 通信当事者が誰であるか
  - 発信場所，通信の相手方
  - 通信の存在そのもの
  - これらを実質的に推知せしめる事項

**全部，通信の秘密です**

# 漏らさなくても，すでに侵害

- 知ること，漏らすこと，使うこと

- 積極的に知る(聞く)行為(知得)

- 漏らさなくても知るだけでアウト
- 機械が収集するのも知得なのでアウト

知ってま  
した？

- 他人に漏らす行為(漏えい)

- 他人に知らせたらアウト
- 他人に知り得る状態においてもアウト

- 悪用する行為(窃用)

- 当事者の意に反して利用するのはアウト

# 法令についてのおさらい

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

第4条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 （略）

第179条 電気通信事業者の取扱中に係る通信…の秘密を侵した者は、2年以下の懲役  
又は100万円以下の罰金に処する。

2 （略）

日本国憲法（昭和22年5月3日施行）

第21条 （略）

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

刑法（明治40年法律第45号）

第35条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

第36条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた場合は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第37条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 （略）

## 1. 「通信の秘密」該当性

「通信の秘密」とは、個別の通信に係る通信内容のほか、個別の通信に係る通信当事者の住所、氏名、発信場所等、通信日時等の構成要素を含む。

## 2. 「侵害行為」該当性

通信の秘密を「侵害する行為」には、「発信者又は受信者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること」（窃用すること）も含む。

**当事者の同意がない限り、通信の秘密を侵害する行為は許されない。**

しかしながら…

通信の秘密侵害行為に該当する場合であっても、違法性阻却事由があれば（正当業務行為又は正当防衛、緊急避難に該当すれば）、当事者の同意の有無に関わりなく、許されることになる。

# インターネットの安定的な運用に関する協議会

参加団体：日本インターネットプロバイダー協会  
テレコムサービス協会  
電気通信事業者協会  
日本ケーブルテレビ連盟

オガザ-バ：総務省

活動内容は？

前述のようなケース（１～６）のような場合において、「通信の秘密の侵害」にあたるのか、そうでないのかについての類型化とその考え方を整理

ガイドラインの作成と各ISP間における情報共有



**近 日 公 開 ！ ！**



このような法律や制度と向き合いつつ、活動を日々続けていき、よりよいインターネット社会の実現に少しでも寄与していくことがJAIPA行政法律部会の目的です。